

○旅館業法施行条例（昭和三十二年千葉県条例第七号）

現行	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第三項第三号の規定による施設の指定、同条第四項に規定する者、法第四条第二項に規定する基準及び法第五条第三号に規定する事由並びに旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号に規定する施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(施設の指定)</p> <p>第二条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一 図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館</p> <p>二 博物館法（昭和三十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>三 略</p> <p>四 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第十二条の四の規定により児童相談所に設置される一時保護施設</p> <p>五 職業能力開発促進法（昭和三十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校及び同項第五号に規定する障害者職業能力開発校</p> <p>六 青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等であつて、知事が当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認めて指定したもの</p> <p>2 知事は、前項第六号の規定による指定を行つたときは、直ちに、その旨を告示するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第三項第三号の規定による社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものの指定、同条第四項の規定による施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者、法第四条第二項の規定による旅館業を営む者が講じなければならない営業の施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準、法第五条第三号の規定による宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号の規定による施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(施設の指定)</p> <p>第二条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用される場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条に規定する図書館</p> <p>二 博物館法（昭和三十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館及びこれに類する施設</p> <p>三 略</p> <p>四 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第十七条の規定により児童相談所に設置される一時保護施設</p> <p>五 職業能力開発促進法（昭和三十四年法律第六十四号）第十六条に規定する職業訓練校及び障害者職業訓練校</p> <p>六 青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等であつて、知事が当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認め指定したものの</p> <p>2 知事は、前項第六号の規定による指定を行なつたときは、直ちに、その旨を告示するものとする。</p>

(意見を求める者)

第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 四 略

(換気)

第四条 略

2 機械換気設備及び空気調和設備を有する場合には、十分な運転を行わなければならない。

(削る。)

(採光及び照明)

第五条 次の表の上欄に掲げる施設の採光及び照明は、それぞれ当該下欄に掲げる照度を確保しなければならない。

略	
---	--

(防湿)

第六条 旅館業の施設の敷地内においては、その敷地内における雨水及び汚水を排除するよう措置しなければならない。

2 略

(寝具類の清潔の保持)

第八条 寝具類については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 客の使用に供した布団カバー、敷布、枕カバー、寝衣等は、そのまま再び他の客の使用に供しないこと。ただし、同一の客が使用する場合には、一週間に一回以上、清潔なものと取り替えること。

二 布団及び枕は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。

(客室の収容制限)

第九条 客室には、次の各号に掲げる営業の施設について、それぞれ当該各号

(意見を求める者)

第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用される場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 四 略

(換気)

第四条 略

2 機械換気設備を有する場合には、十分な運転を行わなければならない。

3 客室内における空気は、炭酸ガス〇・一五パーセント以下としなければならない。

(採光及び照明)

第五条 次の表上欄に掲げる営業施設の採光及び照明は、それぞれ当該下欄に掲げる照度を保有しなければならない。

略	
---	--

(防湿)

第六条 営業施設の敷地内においては、その敷地内における雨水及び汚水を排除するよう措置しなければならない。

2 略

(寝具類の清潔の保持)

第八条 寝具類については、次の措置を講じなければならない。

一 客の使用に供した布とんえり、敷布、まくらおおい、寝衣等は、そのまま再び他の客の使用に供しないこと。ただし、同一の客が使用する場合には、一週間に一回以上、清潔なものにとりかえること。

二 布とん及びまくらは、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。

(客室の収容制限)

第九条 客室には、次の各号に定める営業の施設について、それぞれ当該各号

に定める割合を超えて客を収容してはならない。

- 一 旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては、一客室の有効面積三平方メートルについて一人
- 二 簡易宿所営業にあつては、一客室の有効面積一・五平方メートルについて一人

(ガス設備の措置)

第十条 ガス設備のある客室には、客の見やすい箇所に、元栓の開閉時間及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておかなければならない。

- 2 ガスの元栓は、客室の客の安全を確めた後でなければ開放してはならない。

(浴室の衛生管理)

第十二条 略

- 一・二 略

三 洗い場に備え付けられた給水栓及び給湯栓には、清潔な水及び湯（人の飲用に適する水及び湯をいう。次号において同じ。）を供給すること。

四 シャワー又は打たせ湯（主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。）には、清潔な水及び湯を使用すること。

五 循環ろ過器（浴槽内の水及び湯（以下「浴槽水」という。）を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する浴槽は、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ 略

六 浴槽水は、毎日（循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、一週間に一回以上）換水するとともに、浴槽を清掃すること。

七 浴槽に使用する水及び湯には、回収槽（浴槽の外にあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。）の水及び湯を使用しないこと。

八 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

九 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

に定める割合を超えて客を収容してはならない。

- 一 ホテル、旅館及び下宿にあつては、一客室の有効面積三平方メートルについて一人
- 二 簡易宿所にあつては、一客室の有効面積一・五平方メートルについて一人

(ガス設備の措置)

第十条 ガス設備のある客室には、客の見やすい箇所に、元栓の開閉時間及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておかなければならない。

- 2 ガスの元栓は、客室の客の安全を確めた後でなければ開放してはならない。

(浴室の衛生管理)

第十二条

- 一・二 略

三 シャワー又は打たせ湯（主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。）には、清潔な水及び湯（人の飲用に適する水及び湯をいう。第十六条第五号において同じ。）を使用すること。

四 循環ろ過器（浴槽内の水及び湯（以下「浴槽水」という。）を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する浴槽は、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ 略

五 浴槽水は、毎日（循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、一週間に一回以上）換水するとともに、浴槽を清掃すること。

六 浴槽に使用する水及び湯には、回収槽（浴槽の外にあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。）の水及び湯を使用しないこと。

七 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

八 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

(共同手拭いの禁止)

第十四条 便所に備え付ける手拭い等は、客ごとに清潔な拭き手部分が自動的に更新するものでない限り、共同手拭い等は、これに備え付けてはならない。

(宿泊を拒むことができる事由)

第十五条 略

- 一 宿泊しようとする者が泥酔者等であつて、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 略

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第十六条 政令第一条第一項第八号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 客室は、当該客室以外の施設と区画されていること。
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 洗い場を有する浴室は、入浴者の需要を満たすことができる十分な数の給水栓及び給湯栓をそれぞれ同数有すること。
- 六 浴室(客室に設置されているもので、浴槽のみで洗い場がなく、浴槽水を一人ごとに取り替えるものを除く。次号及び第八号において同じ。)の浴槽は、浴槽の外にあふれ出た水及び湯並びに洗い場で使用された水及び湯が浴槽内に流入しない構造とすること。
- 七 浴室の浴槽に気泡等発生装置(気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。)を設置する場合は、当該気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。
- 八 浴室の浴槽に循環ろ過器を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。
- イ 略
- 九 略
- 十 略
- 十一 略

(削る。)

(共同手ぬぐいの禁止)

第十四条 便所に備えつける手ぬぐい等は、客ごとに清潔なふき手部分が自動的に更新するものでない限り、共同手ぬぐい等は、これに備え付けてはならない。

(宿泊を拒むことができる事由)

第十五条 略

- 一 宿泊しようとする者がでい酔者等であつて、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 略

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第十六条 政令第一条第一項第十一号に規定する条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 宿泊者及び来訪者の需要を満たすことができる適当な規模の玄関、玄関広間及び食堂を有すること。
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 洋式浴室以外の浴室のうち洗い場を有する浴室は、当該洗い場に清潔な水及び湯を供給でき、かつ、入浴者の需要を満たすことができる十分な数の給水栓及び給湯栓をそれぞれ同数有すること。
- 六 洋式浴室以外の浴室の浴槽は、浴槽の外にあふれ出た水及び湯並びに洗い場で使用された水及び湯が浴槽内に流入しない構造とすること。
- 七 洋式浴室以外の浴室の浴槽に気泡等発生装置(気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。)を設置する場合は、当該気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。
- 八 洋式浴室以外の浴室の浴槽に循環ろ過器を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。
- イ 略
- 九 略
- 十 略
- 十一 略

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第十七条 政令第一条第二項第十号に規定する条例で定める旅館営業の施設の

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第十七条 政令第一条第二項第七号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、一客室の床面積が、七平方メートル以上であることとする。ただし、法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、この限りでない。

(削る。)

(削る。)

2 前条の規定は、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第十八条 政令第一条第三項第五号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 略

2 第十六条第一号及び第五号から第十一号までの規定は、下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

(衛生措置基準等の特例)

第十九条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用する施設その他特別の事情がある施設については、第五条、第八条第一号、第十六条及び第十七条に規定する基準に関して必要な特例を、規則で定めることができる。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

構造設備の基準は、客室が、当該客室以外の施設と壁、ふすま、板戸又はこれらに類するもので区画されていることとする。

2 前条第二号から第十一号までの規定は、旅館営業の施設の構造設備の基準について準用する。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第十八条 政令第一条第三項第七号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。ただし、法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、この限りでない。

二 宿泊者の履物を保管する設備を有すること。

2 第十六条第二号から第十一号まで及び前条第一項の規定は、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第十九条 政令第一条第四項第五号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 略

2 第十六条第五号から第十一号まで及び第十七条第一項の規定は、下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

(衛生措置基準等の特例)

第二十条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用する施設その他特別の事情がある施設については、第五条、第八条第一号及び第十六条から第十八条までに規定する基準に関して必要な特例を、規則で定めることができる。

(委任)

第二十一条 前条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

